

# 空き家相談、はじめました。②

空き家に関する情報を全う回お届けしていきます

## 出張相談会の開催



▲産業観光課 坂井 菜穂

空き家の相談

に関しては、出張相談にも対応しています。3

月には、下分の

てくてく栗生野で定期的開催されているサロンへお招きいただき、空き家に関することや、空き家相談とはどういったことをやっているのか説明させていただきました。おいしい昼食をいただきながら、雑談も交わしながら空き家相談会を開催しました。自分達が建てた家だから、家族と暮らしてきた家だからできればこれからはも使っていきたいが、子どもは町外で暮らしているの自分達がいないとなつた後はどうなるのかわからない。次に使ってくれる人がいれば自分の家だから修繕はしたい。などの意



▲てくてく栗生野での説明

## 現地調査から思うこと

見もあり、たとえ空き家になったとしても、わが家に対する深い思い入れが感じられました。

相談のあった空き家や情報収集も兼ねて地域を限定した現地調査をこれまで実施してきました。調査からは一見良好な状態だと思われる家であっても、数年放置してただけで柱や壁材が腐り、床や屋根も抜け落ちそうになっているものが見つかりました。適正な管理を行っていないと改修にも余分な費用がかかってしまうので、活用を考える際の足かせとなってしまう。できるだけ良好な状態で利活用につなげていくためには、空き家となる前の早い段階で相談することも有効な対策となります。もう少し早くに相談があればと思うことも多く、持ち主も長期間に渡り維持管理していくことは労力のいることです。少しでも解決に向かうように、空き家に関するのでは是非ご相談ください。

## 〈空き家の質問あれこれ〉

Q. 将来戻ってくるかもしれない場合は、貸すことできるの？



▲移住交流支援センター 伊井 健二

A. あらかじめ期間を決めて、貸すことができます。

センターは、不動産業者の(有)徳島商科(徳島市中洲町)と連携して、空き家の貸借・売買に伴う契約相談、仲介サポートをしています。いつかは神山に戻りたい気持ちもあり、貸すのを躊躇される相談者には、「定期借家契約」による賃貸を提案しています。

定期借家契約は、3年・5年・10年など、あらかじめ期間を決めて家を貸す契約方法です。「3年後に退職して帰ってくる年まで」「ゆくゆくは売却を考えているからまずは5年だけ」というように、持ち主の事情に応じた契約期間を決めることができます。このように家を貸しながら管理する利点は、換気や草刈りなどの負担を減らせることと、また家賃収入を積み立てることで、計画的に家の修繕や相続登記の費用に当てられることだと思えます。家は人が住まなくなると、どんどん劣化が進みます。こんなに早

く傷むとわかっていたら、もっと前から誰かに貸してたのに。そんな声を耳にすることは少なくありません。家の傷みが進行する前に、早めの利活用が大切です。

相談は無料です

### 総合窓口

神山町産業観光課

☎ 088-676-1118

### 空き家の契約と移住

移住交流支援センター

☎ 088-676-1177

